

個人情報保護委員会
非常勤職員（広聴・相談分野）募集要項

令和7年6月6日
個人情報保護委員会

1 採用内容

- (1) 採用予定人数 : 1名
(2) 採用予定日 : 令和7年7月1日以降
※ 詳細については、相談の上決定

2 主な業務内容

- ・「個人情報保護法相談ダイヤル」及び「マイナンバー苦情あっせん相談窓口」において寄せられた相談に対して、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）」や「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」に照らした適切な助言や回答内容を検討等する業務
- ・広聴・相談室における「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）」に基づく情報公開請求、個人情報保護法に基づく保有個人情報の開示請求に対応する業務
- ・「個人情報保護法相談ダイヤル」及び「マイナンバー苦情あっせん相談窓口」等に寄せられた「業務の範囲や程度を明らかに超える苦情相談」に対する法的な対応策を検討する業務

3 応募資格

法曹資格を有する者のうち、①情報公開法及び個人情報保護法に関する一定の知識、②業務内容を遂行するために必要とされる知識又は優れた識見を有するとともに、③対応に苦慮する苦情相談等に対する法的な対応に係る実務経験（3年から5年程度）を有すること。

なお、以下に該当する者は応募できませんので、予めご了承ください。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条の規定により国家公務員とすることができない者
- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ② 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ③ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
 - ④ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

4 応募方法

(1) 提出書類

- ① 志望動機（A 4 用紙 1 ～ 2 枚程度、記載形式自由）
- ② 履歴書 1 通
 - ・ 写真（3 ヶ月以内に撮影したもの）貼付
 - ・ 職務経歴（期間、勤務先、職種、詳細な業務内容等）を記載
 - ・ 日中確実に連絡がつく連絡先（電話番号、メールアドレス等）を必ず明記
- ③ 最終学歴を証明できるものの写し（卒業証書等。写しで可。） 1 通
- ④ 資格証明書の写し 1 通

※ 応募書類は返却いたしません。（責任廃棄）

※ 履歴書の様式については、応募受付後の確認メールにてご案内いたします。

(2) 応募方法

以下の個人情報保護委員会ホームページに掲載のフォームより、氏名、連絡先を記入し、送信してください。

<個人情報保護委員会 HP：その他の採用>

<https://www.ppc.go.jp/news/recruit/part-time/>

ご登録いただいたメールアドレス宛に、当委員会より提出資料の様式、書類の提出方法についてご案内をお送りさせていただきます。

(3) 提出締切

随時受付とします。ただし、採用者が決定され次第、公募を終了しますので、あらかじめご了承ください。

(4) 個人情報の取扱い

ご提出いただいた履歴書等の個人情報は、採用活動の目的にのみ利用します。また、個人情報保護法に基づき、適切に取り扱います。

5 選考方法

選考委員により、以下の方法で選考を行います。

- ① 1 次選考 書類審査
- ② 2 次選考 面接審査

※ 書類審査（1 次選考）の後、面接（2 次選考）を行うこととなった方のみ、2 次選考の日時・場所等をご連絡させていただきます。

6 勤務条件

- ① 勤務地：東京都千代田区霞が関 3-2-1 霞が関コモンゲート西館 32 階、34 階
個人情報保護委員会事務局

② 勤務時間等 : 週 3 日程度。1 日 3 時間～ 4 時間程度

※具体的な勤務時間等は、相談の上決定

③ 任期 : 原則として採用日から 1 年間

※ なお、職務状況によって任期更新もあり得ます。

④ 給与等 : 一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）に基づき、常勤職員との権衡を考慮して支給。

・ 日額 1 日 3 時間勤務の場合 日額 10,880 円

1 日 4 時間勤務の場合 日額 14,510 円

・ 通勤手当 通勤回数に応じて支給（上限あり：1 ヶ月当たり
150,000 円まで）

・ 支給日 給与期間（月の初日から末日まで）の勤務実績に基づき、
翌月の 16 日に支給。

※ 賞与・昇給はありません。

※ 健康保険、厚生年金保険、雇用保険及び介護保険の加入はありません。

※ マイカー通勤不可。

7 身分・服務

国家公務員法（非常勤）及びその他関係法令の規定が適用されます。

8 雇用の解除等

以下のいずれかに該当する場合は、任期の途中であっても雇进行を解除することがあります。

（1）心身の故障等により、長期に亘って勤務できなくなった場合。

（2）国家公務員法その他の法令による就業・服務基準に重大な違反を犯した場合

（3）その他、業務の遂行上の重大な欠格があった場合

（4）組織の改廃、予算の事情その他国の都合により、雇进行を継続することができなくなった場合（その場合は、1 ヶ月前までに雇进行解除の予告を行う。）

9 留意事項

採用後、当該非常勤職員の現に所属するか又は過去 2 年間に所属していた事業者等に関連する案件は担当できません。

また、担当とする業務の決定は、国民の一部に対して有利な取扱いをするなど不当な差別的取扱いのないよう、公正な職務を執行するために、過去の職歴、所属機関等を勘案の上、行うこととします。

10 問合せ先

個人情報保護委員会事務局総務課 人事第 1 係

電話 03-6457-9617

〒100-0013

東京都千代田区霞が関 3-2-1 霞が関コモンゲート西館 32 階、34 階